

## 計画の改定にあたって

当事業団は昨年10月で設立から満20年を迎えることができました。この間、杉並区から受託して行う障害者就労支援事業と障害者総合支援法のサービスである就労移行支援事業を二つの柱として事業を推進し、「就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与する」という事業団の目的の実現に努めてきました。また、平成25年度には公益財団法人に移行し、それまで以上に公益的な役割を自覚して事業を展開してきました。

最近の障害者雇用をめぐる状況を見てみると、平成28年4月の差別解消法の施行にともない障害者雇用促進法が改正施行され、障害者雇用におけるあらゆる場面での差別禁止や合理的配慮が求められるようになりました。さらに昨年4月からは、法定雇用率が上げられ、精神障害者も雇用率算定の対象となるなど一層の雇用促進や職場環境の整備が進んでいます。

当事業団でも、就労支援の利用者の増加は毎年右肩上がりとなっていて、今年2月1日現在、利用登録者は1,000名となっています。障害別では精神障害・発達障害の方の増加が目立ってきています。就労支援では就職後の定着支援を希望する方が増えてきています。また、利用者の中には体調や感情の変化が大きく、これまでの支援態勢では対応が困難なケースが増加しています。

こうしたことから、今後は医療・福祉等の関係機関との一層の連携強化、安定して働き続けられるための職場環境の整備や支援方法、多様な働き方のできる職場開拓等が課題となってきます。

これらの事業団をめぐる状況の変化と課題に対応するため、今回、当事業団の5か年計画「ワークサポート杉並・事業推進プラン」を改定し、計画的な事業の実施を図ることとしました。なお、このプランは杉並区保健福祉計画等との整合性を図り、状況の変化に機敏に対応するために、計画期間の途中において必要に応じて改定する予定にしています。

今後この計画を軸に当事業団の事業を着実に進めていくことにより、杉並区の地域における障害者就労支援の中心的機関としての役割を果たしていく所存です。今後とも皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

平成31年3月

公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団

# 目 次

## 第1章 プラン改定の基本的な考え方

1	プラン改定の趣旨	1
2	プランの位置づけ	1
3	プランの期間	1

## 第2章 障害者雇用の現状と課題

1	障害者雇用の現状	2
2	障害者雇用の課題	5

## 第3章 事業団における就労支援の現状と課題

1	事業団の就労支援の現状	6
2	事業団の就労支援の課題と対応	9

## 第4章 推進プランの内容

1	推進プランの事業体系	1 1
2	推進プランの実施内容と実施目標	1 2
	相談から職場定着まで切れ目のない支援	
	(1) 相談環境の整備と相談機能の充実	1 2
	(2) 安定して働き続けられるための支援	1 3
	(3) 多様な働き方のできる職場の開拓	1 5
	働くための能力の向上を支援	
	(1) 発達障害者に対する支援の強化	1 6
	(2) 就労移行支援事業の充実	1 7
	(3) 働くために必要な生活力の向上	1 8
	関係機関等との連携による支援力の強化	
	(1) 区内福祉施設への支援・連携の促進	1 9
	(2) 特別支援学校との連携の強化	2 0
	(3) 関係機関との連携強化	2 1
3	推進プランの達成指標	2 3

## 第5章 推進プランの着実な実施に向けて

1	職員能力の向上	2 4
2	P D C A サイクルの実施	2 4
3	区との連携	2 4